

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です。

## 特設人権相談所の開設

人権擁護委員が、悩みや人権の相談に応じます。◆相談は、無料で秘密は固く守られます◆

1. 日時 6月5日(火)  
午前10時～午後3時

2. 場所 東通村役場4階会議室(和室)

行政区	人権擁護委員名
尻労	坂本 昭義
白糠	澤頭 進
石持	笹竹 慶子
砂子又	沢田 要一

● 問合せ先 税務住民課 住民グループ ☎27-2111 (内162)

## 行政相談所開設のお知らせ

総務省の「行政相談」は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人及び認可法人の仕事、県、市町村の仕事で法定受諾事務に該当するもの・補助を受けて行なっているものやその手続きなどに関して、皆様の苦情や意見、要望を受けて行政運営の改善などを図っています。

今回、下記日程で行政相談所を開設いたします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも結構です。ご相談は無料で親切にお聞きし、秘密は守られます。

☆ 日 時 6月13日(水)  
10:00～15:00まで  
場 所 尻労土地共有会館  
(電話 47-2150)  
相 談 員 五十嵐みさ子  
東通村大字尻労字尻労32番地  
(自宅電話 47-2725)

東通村の行政相談員として、五十嵐みさ子さん(尻労)が委嘱されています。

毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき最も身近な相談相手になるのが行政相談委員です。

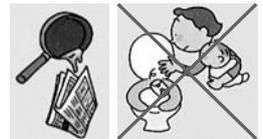
相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。

## 水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

## 下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



## 下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

## 合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

下水道施設が整備されていない地域において、補助金の交付決定を受けた日から平成31年1月末日までに合併浄化槽の設置が完成し、平成30年11月末日までに補助申請ができる方を対象とします。

なお、補助金の交付決定前に施工した場合は補助対象としませんのでお気をつけ下さい。

詳しくは、水資源サービス課までお問い合わせ下さい。



問合せ先：東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111 (内線456・457)

## くみ取り式トイレ使用についてのお願い

最近、便槽の中に「タオル、紙おむつ、生理用品、ビニール、その他水に溶けないもの等」の異物が混入していることが見受けられます。

し尿以外のものが混入していると、バキューム車のホースが詰まるなど、作業能率が低下するばかりでなく、し尿処理施設の機械の故障や、配管が詰まるなどの不具合が発生し、最悪の場合、ご家庭のくみ取り作業に支障をきたす恐れがあります。

これらのものは便槽の中に入れて、ごみの分別ルールに従い、ごみとして出して下さい。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

● 問合せ先 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎33-8852  
いきいき健康推進課 ☎28-5800